

農地転換にかかる協定書

天の川沿岸土地改良区理事長（以下「甲」という）と転換者

番地（以下「乙」という）は畑用地のため農地転換に伴う、天の川沿岸土地改良区の地区除外すべき土地に係る土地改良法第42条第2項の規定による決済金及び、転換後の土地改良事業に対する措置等について下記のとおり協定を締結する。

記

第1条 乙の畑用地のための農地転換に伴い、地区から除外すべき土地は次のとおりとする。

大字名	小字名	地番	地目	面積 (㎡)	備考

第2条 乙は、この協定締結の際に前条の土地に対する決済をする。

第3条 乙は、水利設備及び土地改良施設の利用を害しないよう措置を講じなければならない。万一この畑地転換の原因により地区内農地のかんがい水に支障をきたしもしくは土地改良施設の利用を害したとき、乙は甲に対し損害の弁償をなしもしくは甲の申し入れのあったとき、乙は土地改良施設の代替施設その他必要な補償施設をしなければならない。

第4条 乙は、第1条の土地の隣接農地から苦情のないよう措置すると共に苦情が発生のときは乙がすべての責任をもって解決するものとする。

第5条 乙は甲の許可なく地区内の土地改良施設から引水設備をなし流水を使用し、もしくは土地改良施設に汚水及び廃液を放流しまたはこれらにかかる一切の物件を設置してはならない。万一これらの行為により土地改良施設の利用を害したとき、甲は原状回復その他必要な措置を乙に命じ、乙は損害その他すべての責を負うものとする。

第6条 甲が施行する土地改良事業に対し、敷地を使用しもしくは土地改良施設の維持管理その他事業遂行のため乙に協力を求めたときは全面的に乙は甲に協力するものとする。

第7条 この協定に定められた事項につき疑義が生じたときまたは協定を変更する必要が生じたときはその都度甲と乙が協議するものとする。

以上の協定を証明するため本記2部を作成し甲乙は記名捺印してそれぞれ一部を保存するものとする。

平成 年 月 日

甲 天の川沿岸土地改良区

理事長 田辺和雄



乙

番地

